○公益通報関係事務取扱要領(外部の労働者からの通報編)の制定について(事務運営指針)

(注)下線を付した部分が、改正部分である。

# 改 正 後

公益通報関係事務取扱要領(外部の労働者等からの通報編) の制定について(事務運営指針)

標題のことについては、別添のとおり定めたから、平成18年4月1日以降はこれにより適切に処理されたい。

#### (趣旨)

公益通報者保護法(平成16年法律第122号)の施行に伴い、国の行政機関の通報処理ガイドライン(平成17年7月19日付関係省庁申合せ)において、各行政機関は内部の職員等からの通報を受けた場合及び外部の労働者等からの通報を受けた場合、それぞれの場合に応じて通報処理の仕組みについて内部規程を作成し公表することが義務付けられた。

本事務運営指針は、上記を踏まえて、外部の労働者<u>等</u>からの通報について必要な事務手続き を定めるものである。

なお、内部の職員等からの通報については、別途定める事務運営指針によられたい。

### 【別添】

#### 第1 目的

公益通報者保護法(<u>平成16年法律第122号。</u>以下「法」という。)は、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安全及び社会経済の健全な発展に資することを目的に制定されたものである。

本事務運営指針は、国税庁において、法に基づく公益通報及び「公益通報者保護法を踏ま えた国の行政機関の通報対応に関するガイドライン(外部の労働者等からの通報)」(平成 17年7月19日付関係省庁申合せ。以下「ガイドライン」という。)に基づく公益通報に準ず る通報(以下「公益通報等」という。)を適切に取り扱うための具体的事項を定めることを 目的とする。

# 第2 公益通報等の定義

#### 1 公益通報

「公益通報」とは、以下の要件を全て満たしているものをいう。

(1) 事業者に通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨の通報であること

# 改 正 前

公益通報関係事務取扱要領(外部の労働者からの通報編) の制定について(事務運営指針)

標題のことについては、別添のとおり定めたから、平成18年4月1日以降はこれにより適切に処理されたい。

#### (趣旨)

公益通報者保護法(平成16年法律第122号)の施行に伴い、国の行政機関の通報処理ガイドライン(平成17年7月19日付関係省庁申合せ)において、各行政機関は内部の職員等からの通報を受けた場合及び外部の労働者からの通報を受けた場合、それぞれの場合に応じて通報処理の仕組みについて内部規程を作成し公表することが義務付けられた。

本事務運営指針は、上記を踏まえて、外部の労働者からの通報について必要な事務手続きを定めるものである。

なお、内部の職員等からの通報については、別途定める事務運営指針によられたい。

### 【別添】

#### 第1 目的

公益通報者保護法(以下「法」という。)は、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安全及び社会経済の健全な発展に資することを目的に制定されたものである。

上記の法の趣旨にかんがみ、本事務運営指針は、国税庁において、<u>外部の労働者からの</u>法に基づく公益通報を適切に<u>処理する</u>ための具体的事項を定め、もって公益通報者の保護を図ることを目的とする。

# 第2 公益通報の定義

<u>本事務運営指針において、</u>「公益通報」とは、<u>次</u>の要件を満たしているものをいう。

○公益通報関係事務取扱要領(外部の労働者からの通報編)の制定について(事務運営指針)

改 正 後	改 正 前
(2) (1)の事業者の労働者からの通報であること	1 通報を行う者が労働者であること
(3) (1)の通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関に対する通報	2 当該通報が不正の目的でないこと
<u>であること</u>	3 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨の通報であること
(4) (1)であると信ずるに足りる相当の理由 <u>(真実相当性)</u> があること	<u>4</u> 上記の3であると信ずるに足りる相当の理由があること
(5) 当該通報が不正の目的でないこと	<u>5</u> 通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関に対するものであ
	<u>ること</u>
2 公益通報に準ずる通報	(新 設)
「公益通報に準ずる通報」とは、(1)又は(2)に掲げる通報をいう。	
(1) 通報対象事実に関する通報	
以下の要件を全て満たしているものをいう。	
<u>イ</u> 事業者に通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨の通報であること	
<u>ロ</u> イの事業者の法令遵守を確保する上で必要と認められる者からの通報であること	
<u>ハ</u> 上記 1 (3) から (5) の要件を満たしているもの	
(2) 通報対象事実以外の法令違反の事実に関する通報	
以下の要件を全て満たしているものをいう。	
<u>イ</u> 事業者に通報対象事実以外の法令違反の事実が生じ、又はまさに生じようとしてい	
<u>る旨の通報であること</u>	
<u>ロ</u> イの事業者の労働者からの通報又はイの事業者の法令遵守を確保する上で必要と認	
められる者からの通報であること	
<u>ハ</u> イの通報対象事実以外の法令違反の事実について処分又は勧告等をする権限を有す	
<u>る行政機関に対する通報であること</u>	
<u>ニ</u> <u>イであると信ずるに足りる相当の理由(真実相当性)があること</u>	
<u>ホ</u> <u>当該通報が不正の目的でないこと</u>	
(注1) 「通報対象事実」とは、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法律	(注3より移記)
として、法の別表に掲げる法律の規定に基づく犯罪行為の事実又は当該犯罪行為と関	
連する法令違反の事実をいう。	
具体的には、①罰金や懲役等の刑罰に処せられる犯罪行為、②行政機関による指示	
(→ (指示違反)) →命令 (→ (命令違反)) 等の後、刑罰に至る犯罪行為につなが	
る法令違反をいう。	
(注2) 「通報対象事実がまさに生じようとしている」とは、通報対象事実の発生が切迫し	_(注4より移記)_
ており、発生する蓋然性が高い場合をいうが、必ずしも発生する直前のみをいうので	
はなく、例えば、誰が、いつ、どこで法令違反行為等を行うといったことが確定して	
いるような場合であれば、実行日までに一定期間がある場合でもまさに生じようとし	
ていると解することに留意する。	
(注 <u>3</u> ) 「労働者」とは、労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条における職業の種類を	(注 <u>1</u> ) 「労働者」とは、労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条における職業の種類を

○公益通報関係事務取扱要領(外部の労働者からの通報編)の制定について(事務運営指針)

(注)下線を付した部分が、改正部分である。

# 改 正 後

問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。したがって、 正社員に限らずパートタイマー、派遣労働者及び取引先の労働者等も含まれることに 留意する。

なお、株式会社の役員(取締役、会計参与及び監査役をいう。)及び会計監査人については、法人との委任関係(会社法(平成17年法律第86号)第330条)に基づき、法人の事業を執行する権限を有する立場にあることから、一般的には、事業に使用される者としての労働者には当たらない。

- (注4) 「事業者の法令遵守を確保する上で必要と認められる者」とは、退職者、役員、取引先事業者、家族など、事業者による法令違反等を知り得る立場にある者をいう。
- (注5)「通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関」とは、当該 通報対象事実について処分(命令、取消しその他の公権力の行使に当たる行為をいう。) 又は勧告等(勧告その他処分に当たらない行為をいう。)をする行政機関をいう。また、どの行政機関がどのような行為を行う権限を有するかは、各法令や行政機関設置 法令等の規定により定められており、通報先となる行政機関は、これらの法令の規定 に応じて定まることとなる。
- (注6) 「信ずるに足りる相当の理由がある」とは、通報の事実について単なる伝聞等では なく、通報事実を裏付けると思われる部内資料等の証拠を有する場合等、相当の根拠 を有する場合をいう。
- (注<u>7</u>) 「不正の目的」とは、通報を手段として金品を授受するなど、不正すなわち公序良俗、信義則に反する形で自己又は他人の不当な利益を図る目的及び事業者の従業者等他人に対して、財産上の損害、信用の失墜その他の有形無形の損害を加える加害目的をいう。また、その他の不正の目的として、公序良俗や信義則に反する目的の通報等、社会通念上違法性の高い通報も含まれる。

(注1へ移記)

(注2へ移記)

(注6へ移記)

# 改 正 前

問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。したがって、 正社員に限らずパートタイマー、派遣労働者及び取引先の労働者等も含まれることに 留意する。

なお、株式会社の役員(取締役、会計参与及び監査役をいう。)及び会計監査人については、法人との委任関係(会社法(平成17年法律第86号)第330条)に基づき、法人の事業を執行する権限を有する立場にあることから、一般的には、事業に使用される者としての労働者には当たらない。

(新 設)

(新 設)

#### (注5より移記)

- (注2) 「不正の目的」とは、通報を手段として金品を授受するなど、不正すなわち公序良俗、信義則に反する形で自己又は他人の不当な利益を図る目的及び事業者の従業者等他人に対して、財産上の損害、信用の失墜その他の有形無形の損害を加える加害目的をいう。また、その他の不正の目的として、公序良俗や信義則に反する目的の通報等、社会通念上違法性の高い通報も含まれる。
- (注3) 「通報対象事実」とは、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法律 として、法の別表に掲げる法律の規定に基づく犯罪行為の事実又は当該犯罪行為と関 連する法令違反の事実をいう。

具体的には、①罰金や懲役等の刑罰に処せられる犯罪行為、②行政機関による指示 (→(指示違反))→命令(→(命令違反))等の後、刑罰に至る犯罪行為につなが る法令違反をいう。

- (注4) 「通報対象事実がまさに生じようとしている」とは、通報対象事実の発生が切迫しており、発生する蓋然性が高い場合をいうが、必ずしも発生する直前のみをいうのではなく、例えば、誰が、いつ、どこで法令違反行為等を行うといったことが確定しているような場合であれば、実行日までに一定期間がある場合でもまさに生じようとしていると解することに留意する。
- (注5)「信ずるに足りる相当の理由がある」とは、通報の事実について単なる伝聞等では なく、通報事実を裏付けると思われる部内資料等の証拠を有する場合等、相当の根拠

#### 新 夶 照 IΒ 表

○公益通報関係事務取扱要領(外部の労働者からの通報編)の制定について(事務運営指針)

(注)下線を付した部分が、改正部分である。

#### 改 正

後

を有する場合をいう。

(削 除)

(注8) 課税・徴収漏れに関する通報については、別途定める取扱いによる。

# 第3 公益通報等の対応

# 1 対応に当たっての留意事項

- (1) 通報に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底
  - イ 国税庁長官官房総務課情報公開・個人情報保護室(以下「庁情報公開室」という。). 国税局(沖縄国税事務所を含む。以下同じ。)総務課(以下「窓口課」という。)及 び通報内容に係る事務を所掌する課(室)(以下「主管課」という。)は、相談、受 付及び調査の実施等において、(イ)から(ニ)までに掲げる事項に留意し、通報又は相談 に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図る。
  - (4) 共有する者の範囲を必要最小限とすること
  - (p) 相談者又は通報者(以下「通報者等」という。) の特定につながり得る情報(例: 通報者等の氏名や所属等の個人情報、調査が通報を端緒としたものである事実、通 報者等しか知り得ない情報等。以下同じ。)については、調査等の対象となる事業 者に対して開示しないこと((ハ)に規定する同意を得て開示する場合を除く。)
  - (ハ) 通報者等の特定につながり得る情報を、情報共有が許される範囲外に開示する場 合には、通報者等の書面等による明示の同意を得ること
  - (二)(ハ)に規定する同意を得る際には、開示する目的及び情報の範囲並びに当該情報を 開示することによって生じ得る不利益について、明確に説明すること
  - ロ 通報又は相談に対応した職員(通報又は相談への対応に付随する職務等を通じて、 通報又は相談に関する秘密を知り得た職員を含む。)は、通報又は相談に関する秘密 を漏らしてはならず、また、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は 不当な目的に利用してはならない。

# (2) 利益相反関係の排除

窓口課及び主管課の職員は、自らが通報内容の当事者となる場合は、通報事案の対応 に関与してはならない。

(注6)「通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関」とは、当該 通報対象事実について処分(命令、取消しその他の公権力の行使に当たる行為をい う。) 又は勧告等(勧告その他処分に当たらない行為をいう。) をする行政機関をい う。また、どの行政機関がどのような行為を行う権限を有するかは、各法令や行政機 関設置法令等の規定により定められており、通報先となる行政機関は、これらの法令 の規定に応じて定まることとなる。

正

改

なお、法において、処分又は勧告等をする権限を有しない行政機関に誤って通報さ れた場合には、当該行政機関は、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を公益 通報者に教示するよう規定されている。

(新 設)

# 第3 公益通報・相談の処理

○公益通報関係事務取扱要領(外部の労働者からの通報編)の制定について(事務運営指針)

(注)下線を付した部分が、改正部分である。

# 改 正 後

### (3) 通知の記録

口頭等により通知した場合は、記録を残すこととする。

# 2 相談・受付窓口

(1) 相談・受付窓口の整備

公益通報等に関する相談・受付は、原則、窓口課で対応する。

なお、国税局における窓口課の事務は、税務情報専門官が総括する。

また、相談者から税務署に対して相談があった場合は、税務署総務課において、窓口 課の連絡先を適切に教示する。

(2) 相談・受付窓口の周知

窓口課は、公益通報<u>等の</u>相談<u>・受付</u>窓口の所在地や電話番号をホームページ等により 周知する。

# 3 相談・受付等の対応

- (1) 相談における対応
- イ 公益通報等に先立って行われる、事業者のある行為が法令違反行為に該当するか否 かの相談や公益通報手続の問い合わせ等については、窓口課が必要に応じて、主管課 と協議するなどして対応する。
- <u>ロ</u> 公益通報に準ずる通報は、ガイドラインに基づく通報であり、必ずしも通報者等が 法による保護の対象となるものではない旨を説明する。
- <u>○</u> <u>国税庁が処分又は勧告等をする権限を有していない内容に関する通報があった場合には、窓口課は、消費者庁の公益通報者保護制度相談ダイヤル等を案内する。</u>
- (2) 受付時の対応

# イ 公益通報等の受付

窓口課は、公益通報等とみられる通報があった場合には、公益通報等の要件を満たしているかを確認するため、通報者等に対して、通報者等の氏名及び連絡先、勤務先の名称及び業務内容、通報内容の概要(「いつ、どこで、誰がどのような行為を行ったか」等)等を聴取する。

なお、通報者等が労働者等であるかを確認するために、<u>必要に応じて</u>社員証等の提示や可能な限り通報事実を裏付ける具体的な証拠(部内資料等)の提示<u>又は写しの提</u>出を求める。

また、聴取するに当たっては、別紙1-1「公益通報受付整理票(その1)」(以下「整理票(その1)」という。)及び当該整理票の別添「公益通報受付確認票」(以下「確認票」という。)を使用する。

# 1 公益通報・相談の受付

(1) 公益通報·相談窓口

外部の労働者からの公益通報及び公益通報に関する相談については、<u>国税庁長官官房</u>総務課情報公開・個人情報保護室及び国税局(沖縄国税事務所を含む。以下同じ。)総務課(以下「窓口課」という。)で受け付ける。

なお、国税局における窓口課の事務は、総務課税務情報専門官が総括する。

正

改

### (2) 公益通報・相談窓口の整備

窓口課は、公益通報・相談窓口の所在地や電話番号を公益通報を行おうとする者及び 相談者に明らかになるように、ホームページ等により周知する。

# (3) 公益通報の受付

(新 設)

# (新 設)

窓口課は、公益通報とみられる通報を受けた場合には、公益通報の要件を満たしているかを確認するため、通報者に対して、通報者の氏名及び連絡先、勤務先の名称及び業務内容、通報内容の概要(「いつ、どこで、誰がどのような行為を行ったか」等)等を聴取する。

また、<u>必要に応じて</u>通報者が労働者であるかを確認するために社員証等の提示や可能な限り通報事実を裏付ける具体的な証拠(部内資料等)の提示を求める。

<u>なお</u>、聴取するに当たっては、別紙1-1「公益通報受付整理票(その1)」(以下「整理票(その1)」という。)及び当該整理票の別添「公益通報受付確認票」(以下「確認票」という。)を使用する。

○公益通報関係事務取扱要領(外部の労働者からの通報編)の制定について(事務運営指針)

(注)下線を付した部分が、改正部分である。

# 改 正 後

(注)公益通報等とみられる通報が文書等により行われた場合は、電話又は文書等、 適宜の方法により通報者等と連絡を取り、整理票(その1)を作成する。

(削 除)

(削 除)

#### ロ 情報提供の受付

<u>窓口課は、公益通報等に該当しない</u>と<u>判断</u>した通報のうち、国税庁の業務に資する と考えられるものについては、情報提供として受け付けることとする。

なお、情報提供として受け付けた情報については整理票(その1)又は適宜の様式 に必要事項を記載し、当該情報に係る事務を所掌する課(室)に回付する。

#### ハ 通報者等への説明

窓口課は、通報者等に対し、<u>通報に関する</u>秘密は保持されること<u></u>個人情報は保護されること<u>及び通報受付後の手続の流れ</u>を説明する。<u>ただし、通報者等が説明を</u>望まない場合、匿名による通報であるため通報者等への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

# 三 受付時における留意事項

(4) 郵送及び電子メール等の方法により通報された場合の取扱い

郵送及び電子メール等、通報者が通報の到着を確認できない方法により通報がな された場合、上記イからハと同様の取扱いを行うこととし、窓口課は、速やかに通

# 改正前

- (注)公益通報とみられる通報が文書等により行われた場合<u>にあって</u>は、電話又は文書等、適宜の方法により通報者と連絡をとるものとする。
- (4) 公益通報に関する相談

外部の労働者から公益通報に先立って行われる、ある行為が法令違反行為に該当する のか等の相談や公益通報処理手続の問い合わせ等については、窓口課が必要に応じて、 通報内容に係る事務を所掌る課(室)(以下「主管課」という。)と協議するなどして 対応する。

# 2 公益通報の受付に当たっての留意点

(1) 匿名で行われた通報等に対する対応

匿名で行われた通報等、公益通報の要件を明らかに満たしていない通報については、 当該通報を公益通報として受理しないこととし、窓口課は、通報者に対して、当該通報 を公益通報として受理しない旨を通知する。

なお、国税庁が処分又は勧告等をする権限を有していない内容に関する通報があった場合には、窓口課は、消費者庁ホームページ (http://www.caa.go.jp/planning/koueki/index.html) に設置されている教示先検索システムを利用し、通報者に対して、当該通報について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を教示することに留意する。

- (注)公益通報の要件を明らかに満たしていない通報とは、①匿名で行われた通報、② 別表「国税庁が関係する法律一覧」に掲げる法律以外の規定に基づく犯罪行為等に 関する通報、③内容が著しく不分明な通報、④内容が虚偽であることが明らかな通 報等をいう。
- (2) 情報提供としての受付

上記(1)により不受理とした通報のうち、特定の者に対する内国税の調査上有効と認められる情報等、国税庁の業務に資すると考えられるものについては情報提供として受け付けることとし、窓口課は通報者に対してその旨を通知する。

なお、<u>窓口課は、</u>情報提供として受け付けた情報については整理票(その1)又は適 宜の様式に必要事項を記載し、当該情報に係る事務を所掌する課(室)に回付する。

(3) 通報者の秘密保持及び個人情報保護に関する説明

窓口課は、通報者に対し、<u>通報者の</u>秘密は保持されること<u>及び</u>個人情報は保護されることを説明する。

○公益通報関係事務取扱要領(外部の労働者からの通報編)の制定について(事務運営指針)

(注)下線を付した部分が、改正部分である。

# 改 正 後

報者に対して通報が到着した旨を通知するよう努める。

(中) 国税庁・国税局間の通報事案の移送

国税庁又は国税局に対し公益通報等があった事案のうち、他の国税局等(国税庁を含む。以下同じ。)の所掌に係るものについては、当該他の国税局等と協議の上、移送する。

# 4 受理·不受理

主管課は、以下の手続を実施する。

ただし、明らかに公益通報等に該当しないと判断した通報を受け付けた場合は、窓口課が不受理決定を行い、通知する。

なお、課税・徴収漏れに関する通報があった場合には、窓口課は、原則、課税・徴収漏れの情報提供として受け付ける旨を通知する。

(1) 受理・不受理の決定

下記7(1)に基づき、窓口課から整理票(その1)及び確認票の回付を受けた<u>場合</u>は、 <u>受け付けた</u>通報が公益通報等の要件を満たしているか<u>否かを再判定し</u>、窓口課と協議の 上、当該通報の受理・不受理を決定する。

なお、補足して聴取すべき事項等がある場合には、通報者から必要な事項を聴取する。

(2) 通報者への通知

通報者に対して受理・不受理を遅滞なく通知する。

なお、不受理とした通報については、その旨<u>及びその理由(情報提供として受け付け</u>るものについては、その旨)を併せて通知する。

また、通報者と連絡が取れない場合、通報者が書面による通知を求める場合等は、別 紙2-1「公益通報等受理決定通知書」又は別紙2-2「公益通報等不受理決定通知書」 により通知する。

ただし、匿名による通報のため通報者への通知が困難な場合又はその他やむを得ない 理由がある場合は、通知しない。

# 5 通報対象事実又は通報対象事実以外の法令違反の事実に関する調査

主管課は、以下の手続を実施する。

なお、(1)、(2)ハ及び(3)については、適正な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合、匿名による通報のため通報者への通知が困難な場合又はその他やむを得ない理由がある場合は、通知しない。

(1) 調査の必要性の検討

公益通報等として受理した通報について、通報対象事実<u>又は通報対象事実以外の法令</u> 違反の事実についての調査や是正措置の有無、調査によってより重大な他の法益が害さ

# 3 通報の受理・不受理

(新 設)

(1) 受理・不受理の決定

整理票(その1)及び確認票の回付を受けた<u>主管課</u>は、<u>当該</u>通報が公益通報の要件を 満たしているか<u>を確認の上、補足して聴取すべき事項等がある場合には、通報者から必</u> 要な事項を聴取する。

主管課は、窓口課と協議の上、当該通報の受理、不受理を決定する。

改

正

(2) 通報者への通知

主管課は、原則として別紙2-1「公益通報受理決定通知書」又は別紙2-2「公益 通報不受理決定通知書」により、通報者に対して受理・不受理を遅滞なく通知する。

なお、不受理とした通報<u>のうち、情報提供として受け付けるもの</u>については、その旨を併せて<u>公益通報不受理通知書に記載する</u>。

#### 4 通報対象事実に関する調査

(新 設)

(1) 調査の必要性の検討

公益通報として受理した通報について、<u>主管課は、</u>通報対象事実についての調査や是 正措置の有無、調査によってより重大な他の法益が害される等、調査を行うことが相当

○公益通報関係事務取扱要領(外部の労働者からの通報編)の制定について(事務運営指針)

(注)下線を付した部分が、改正部分である。

# 改 正 後

れる等、調査を行うことが相当でない特段の事情の有無等、調査を行う必要性や問題点を検討する。

なお、調査を実施しない場合には、通報者に対し調査を実施しない旨を通知する。

(2) 調査の実施

次の点に留意して通報対象事実<u>又は通報対象事実以外の法令違反の事実</u>に関する調査を行う。

(削 除)

- <u>イ</u> <u>通報に関する</u>秘密保持<u>及び</u>個人情報<u>の</u>保護<u>の</u>ため、通報者が特定されないよう十分 に留意する。
- ロ 通報者に対し対応見込期間を通知するよう努める。
- ハ 調査の進捗状況について、通報者に対し適宜通知する。
- (3) 調査結果の通知

調査結果について速やかに取りまとめ、通報者に対して当該内容を遅滞なく通知する。

(4) 調査を踏まえての教示

調査を実施する過程において、当該通報対象事実又は通報対象事実以外の法令違反の事実について、他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになった場合には、窓口課と協議の上、通報者に対して当該行政機関を遅滞なく教示する。また、併せて、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、自らが作成した当該通報に係る資料等を適宜の方法により通報者に提供する。

6 調査結果に基づく措置の実施

主管課は、以下の手続を実施する。

なお、(2)については、適正な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合、匿名による通報のため通報者への通知が困難な場合又はその他やむを得ない理由がある場合は、通知しない。

(1) 措置の実施

調査の結果、通報対象事実<u>又は通報対象事実以外の法令違反の事実</u>があると認められた場合には、速やかに法令に基づく処分又は勧告等の措置を講じる。

(2) 措置の通知

(1)の措置を講じた場合には、通報者に対して当該内容を遅滞なく通知する。

# 改正前

でない特段の事情の有無等、調査を行う必要性や問題点を検討する。<u>主管課は、これら</u>の事実等が認められる場合を除き、必要な調査を行う。

なお、調査を実施しない場合には、<u>主管課は、守秘義務に留意しつつ</u>調査を実施しない旨を通報者に対し通知するよう努める。

(2) 調査の実施

主管課は、次の点に留意して通報対象事実に関する調査を行う。

- <u>イ</u> 通報対象事実に関する調査は主管課が実施する。なお、主管課は、調査方法等を規 定した事務運営指針等がある場合はそれに従う。
- <u>ロ</u> <u>調査に当たっては、通報者の</u>秘密<u>を</u>保持<u>するとともに</u>個人情報<u>を</u>保護<u>する</u>ため、通報者が特定されないよう十分に留意する。<u>また、適正な法執行の確保、利害関係人の</u>営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等について十分に留意する。

ハ 主管課は、通報者に対し処理見込期間及び処理状況を通知するよう努める。

(新 設)

(3) 調査結果の通知

主管課は、調査結果について速やかに取りまとめ、<u>適切な法執行の確保、利害関係人</u>の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等に留意しつつ、通報者に対して当該内容を 遅滞なく通知するよう努める。

(4) 調査を踏まえての教示

調査を実施する過程において、当該通報対象事実について、他の行政機関が処分又は 勧告等をする権限を有することが明らかになった場合には、<u>主管課は、</u>窓口課と協議の 上、通報者に対して当該行政機関を遅滞なく教示する。

また、併せて、法執行上の<u>問題</u>がない範囲において、自らが作成した当該通報に係る 資料等を適宜の方法により通報者に提供する。

# 5 調査結果に基づく措置の実施

(新 設)

(1) 措置の実施

調査の結果、通報対象事実があると認められた場合には、<u>主管課は、</u>速やかに法令に 基づく処分又は勧告等の措置を講じる。

(2) 措置の通知

上記(1)の措置を講じた場合には、適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信

○公益通報関係事務取扱要領(外部の労働者からの通報編)の制定について(事務運営指針)

(注)下線を付した部分が、改正部分である。

# 改 正 後

# 改 正 前

7 整理票の回付

(1) 窓口課から主管課への回付

窓口課は、公益通報等の要件を満たすと考えられる通報を受け付けた場合には、整理票(その1)に必要事項を記載して確認票とともに速やかに主管課に回付する。

(2) 主管課から窓口課への回付

主管課は、(1)の回付を受けた後、次の場合において別紙1-2「公益通報等受付整理票(その2)」に必要事項を記載して速やかに窓口課に回付する。

- イ 通報者に不受理の通知をした場合
- ロ 通報対象事実<u>又は通報対象事実以外の法令違反の事実</u>について調査を要しないと決 定した場合
- ハ 通報対象事実<u>又は通報対象事実以外の法令違反の事実</u>について調査を実施した後、 法令に基づく処分又は勧告等の措置を講じる必要性の有無を決定した場合

(削 除)

# 第4 その他

(削 除)

# 1 匿名による公益通報等の取扱い

<u>匿名で行われた公益通報等については、可能な限り、実名による通報と同様の取扱いを</u> 行うよう努める。

なお、この場合、事実関係の確認等に際して、通報者に関する個人情報を受け取らないよう匿名性を確保しつつ、実効性のある通報対応に努める。

<u>用、名誉及びプライバシー等に留意しつつ、</u>通報者に対して当該内容を遅滞なく通知するよう努める。

### 6 整理票の回付

(1) 窓口課から主管課への回付

窓口課は、公益通報の要件を満たすと考えられる通報を受け付けた場合には、整理票 (その1)に必要事項を記載して確認票とともに速やかに主管課に回付する。

(2) 主管課から窓口課への回付

主管課は、<u>上記</u>の回付を受けた後、次の場合において別紙1-2「公益通報受付整理票(その2)」に必要事項を記載して速やかに窓口課に回付する。

- イ 通報者に不受理の通知をした場合
- ロ 通報対象事実について調査を要しないと決定した場合
- ハ 通報対象事実について調査を実施した後、法令に基づく処分又は勧告等の措置を講じる必要性の有無を決定した場合
- (注)通報の処理における事務手順については、別紙3「外部からの通報事案の処理手順について(イメージ図)」を参照のこと。

#### 第4 その他

- 1 通報又は相談を処理するに当たっての留意点
  - (1) 通報者の秘密保持及び個人情報保護の徹底
  - <u>イ</u> 窓口課及び主管課は、通報若しくは相談の受付又は調査の実施時等において、通報 又は相談に関する秘密保持及び個人情報保護を十分に図る。
  - <u>ロ</u> 通報又は相談の処理に関与した職員は、通報又は相談に関する秘密を漏らしてはならず、また、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
  - (2) 利益相反関係の排除

窓口課及び主管課において通報処理を担当する職員は、自らが通報内容の当事者たる 地位にある通報事案の処理に関与してはならない。

○公益通報関係事務取扱要領(外部の労働者からの通報編)の制定について(事務運営指針)

(注)下線を付した部分が、改正部分である。

# 改 正 後

# 2 通報者のフォローアップ

通報対応の終了後においても、通報者からの相談等に適切に対応するとともに、通報者が、通報したことを理由として、事業者から解雇その他不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合には、消費者庁の公益通報者保護制度相談ダイヤル等を紹介するなど、通報者保護に係る必要なフォローアップを行うよう努める。

(削)除)

(削 除)

# 3 通報関連資料の管理

窓口課及び主管課は、国税庁行政文書管理規則(平成23年国税庁訓令第1号)に<u>基づき</u>、整理票(その1)等の通報の対応に係る記録等を適切に管理する。

#### 4 職員への周知

窓口課は、公益通報等の適切な取扱いについて、全職員に対して周知する。

### 5 他の行政機関との協力

他の行政機関その他公の機関から、公益通報等に関する調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行う。

また、通報対象事実<u>又は通報対象事実以外の法令違反の事実</u>に関し、処分又は勧告等をする権限を他の行政機関と共管している場合においては、主管課は当該他の行政機関と連携して調査を行い、措置を講じるなど、相互に密接に連絡し協力する。

# 6 通報等対応の公表

庁情報公開室は、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護並びに適切な法執行の確保 及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲におい て、公益通報等への対応状況を毎年1回公表する。 (新 設)

# 2 国税庁・国税局間の通報事案の移送

国税庁又は国税局(以下「国税局等」という。)に対し通報があった事案のうち、他の 国税局等が処理すべきものについては、当該他の国税局等と協議の上、当該事案を当該他 の国税局等に担当させることができる。

正

改

# 3 税務署に対し公益通報・相談があった場合

税務署に対し外部の労働者から公益通報とみられる通報及び公益通報に関する相談が あった場合には、税務署総務課において、窓口課の連絡先等を適切に教示する。

なお、明らかに公益通報に該当しないと判断できる情報提供・相談に対しては、税務署 総務課において適切に対応することに留意する。

# 4 通報関連資料の管理

窓口課及び主管課は、国税庁行政文書管理規則(平成23年国税庁訓令第1号)に<u>則り</u>、整理票(その1)等の通報の処理に係る記録等を適切に管理する。

(新 設)

# 5 他の行政機関との協力

他の行政機関その他公の機関から、公益通報に関する調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行う。

また、通報対象事実に関し、処分又は勧告等をする権限を他の行政機関と共管している場合においては、主管課は当該他の行政機関と連携して調査を<u>行う又は</u>措置を講じるなど、相互に密接に連絡し協力する。

○公益通報関係事務取扱要領(外部の労働者からの通報編)の制定について(事務運営指針)

公益通報関係事務取扱要領(外部の労働者からの通報編)の制定について(事務運営指針) 改 正 後			
(別表) <国税庁が関係する法律一覧>	(別表) <国税庁が関係する法律一覧>		
- 税理士法(昭和26年法律第237号) - 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和28年法律第48号) - 百油無給適正化法(昭和48年法律第122号) - 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号) - 中小企業可能の組織に関する法律(昭和32年法律第185号) - 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号) - 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号) - 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号) (削 除) (削 除) - 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号) - 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号) - 食品表示法(平成25年法律第70号)	・税理士法(昭和26年法律第237号) ・ 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和28年法律第7号) ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第18号) ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号) ・ 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号) ・ 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第181号) ・ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号) ・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号) ・ 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号) ・ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号) ・ 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)・ 米穀等の取引等に係る情報の記錄及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号) (新設)		

○公益通報関係事務取扱要領(外部の労働者からの通報編)の制定について(事務運営指針)

改	正	後	改正前	
公益通報 <u>等</u> <外	受付整理票 8通報者用>		(別紙1-1)	公益通報受付整理票 (その1) <外部通報者用> 要付日時 平成 年 月 日 : ~ : 整理番号
受付日付 平成 年 月 日 :	~ :	整理番号		件 名 受付方法 □面接 □電話 □投書 □その他 ( )
件名		受付方法	口面接 口電話 口投書	要件チェック欄 (O、×で記入) 透 報 者 情 報
要件チェック欄(〇、×で記入)			ロその他 ( ) 通報者情報	① <u>労働者である</u>
① 事業者に通報対象事実が生じている		氏名	進報 台 博報	要② 不正の目的でない 値 住 所
② 労働者である		住所		③ <u>適報対象事実が生じていること</u>   常
要の出席が加入第の集団を有する	- H			G 上記②と信する相回の理由かめる 電話番号   (G) 当庁が処分等の権限を有する 事 氏名・名称
公	1	電話番号		① 匿名でない 者 住所・所在地
制 ⑤ 不正の目的でない		8 <u> </u>		② 別表に掲げる法律である     動
留食 ① 別表に掲げる法律である		その他		□ <u>図 内容が増して小方明ではない</u> ② 電話参考 ② <u>適報対象事実が生じている</u> 課 名
事 ② 内容が著しく不分明でない		氏名・名称		車 回付日 平成 年 月 日
① 事業者に通報対象事実が生じている	2	住所・所在地		通報の要件 □満たさと □満たさないと 曹 回 付 □ 公益通報 (通知書送付: 年 月 日)
ず公 要 上記①の事業者の法令遵守を確保する 必要と認められる者である	あ上で 務 先	東 業種		内容 □ 情報提供 事 来 の 概 要
通報 ③ 公益通報の要件(3)~(5)に該当する	3.	電話番号		
① · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		<u>その他</u>		
① 事業者に連報対象事実以外の法令達定 実が生じている 上記①の事業者の労働者からの通報 ② 故事業者の労働者からの通報 認められる者である。	で で で で で で で で で で で で で で	通報の要件	口道たす 口道たさない と考えられる	
判 要 日本		課名		
る。 通過 ・上記①と信ずる相当の理由がある。		回付日 平成	年 月 日	
⑤ 不正の目的でない	並		益通報等	
留 ① 当庁の所管する法令である			通知書送付: 年 月 日)	
■ 項 内容が著しく不分明でない			報提供	
* 1	の 概 要			

○公益通報関係事務取扱要領(外部の労働者からの通報編)の制定について(事務運営指針)

公益通報 <u>等</u> 受付確認票	別添) 公益通報受付確認票
チェック項目	チェック項目
1 当庁の処分権限の有無の確認	1 当庁の処分権限の有無の確認
① 通報事実が下記の法律に関係するか。	① 通報事実が下記の法律に関係するか。
□①税理士法 □②酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 □③資源の有効な利用の促進に関する法律 □④石油需給適正化法 □⑤容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 □⑤中小企業団体の組織に関する法律 □⑦中小企業等協同組合法 □③食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 □⑨連伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 □⑩犯罪による収益の移転防止に関する法律 □⑪犯罪による収益の移転防止に関する法律 □⑪犯罪による収益の移転防止に関する法律 □⑪を品表示法 □⑪を品表示法	□税理士法 □酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 □資源の有効な利用の促進に関する法律 □石油需給適正化法 □容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 □中小企業等協同組合法 □食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 □遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 □個人情報の保護に関する法律 □独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 □犯罪による収益の移転防止に関する法律 □光較等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律 連次を可以引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律 注)各税法違反は公益通報の対象とならない。 ② 税理士(税理士法人も含む) 面類業者又は下記の関係民間団体による犯罪
② 税理士(税理士法人も含む) <u>又は</u> 酒類業者による犯罪行為等であるか (上記 ①から⑫の法律に係るものに限る。)。  □税理士会 □酒類業組合等(酒造組合、酒販組合及びこれらの連合会・中央会) □事業協同組合等(組合員資格に税理士、酒類業者が含まれているものに限る) □酒類販売管理研修の実施団体 □独立行政法人酒類総合研究所 注)他の行政機関が処分等の権限を有すると判断する場合には、消費者庁HPに設置されている教示先検索システムを利用し、当該行政機関を教示する。	<ul> <li>行為等であるか。</li> <li>□税理士会</li> <li>□酒類業組合等(酒造組合、酒販組合及びこれらの連合会・中央会)</li> <li>□事業協同組合等(組合員資格に税理士、酒類業者が含まれているものに限る)</li> <li>□青色申告会</li> <li>□法人会</li> <li>□間税会</li> <li>□納税貯蓄組合</li> <li>□日本税務協会</li> <li>□約税協会</li> <li>□消類販売管理研修の実施団体</li> <li>□独立行政法人酒類総合研究所</li> </ul>
上記1の①に関係する事業者の労働者等であるか。 注1)労働者等には、正社員、派遣労働者、パートタイマーのほか、退職者、役員、取引先事業者など、事業者による法令違反行為等を知り得る立場にある者を含む。 注2)勤務先の住所、電話番号、通報者の役職等を聴取するとともに、必要に応じて職員証の写し等労働者等であることを証明する書類の提示を求める。	注)他の行政機関が処分等の権限を有すると判断する場合には、消費者庁HPに設置されている教示先検索システムを利用し、当該行政機関を教示する。

○公益通報関係事務取扱要領(外部の労働者からの通報編)の制定について(事務運営指針)

(注) 下線を付した部分が、改正部分である。

# 改 正 後 改 正 前

#### 公益通報<u>等</u>受付確認票

- 3 不正の目的でないことの確認
- ① 自己又は他人の不当な利益を図る目的でないか。
- ② 事業者及び他の従業員等他人に対して財産上の損害や信用の失墜を加える目的でないか。
- 4 通報内容についての確認

「いつ、どこで、誰がどのような行為を行ったか」を具体的に聴取する。

- 注) 通報時において通報対象事実又は通報対象事実以外の法令違反の事実が発生 していない場合でも、聴取した結果、発生する蓋然性が高いと判断できる通報 については、「まさに生じようとしている」と判定して差し支えない。
- 5 信ずるに足りる相当の理由があるかの確認

通報対象事実<u>又は通報対象事実以外の法令違反の事実</u>を裏付ける具体的証拠(部 内資料等)を有している場合には、<u>提示又は写しの</u>提出を求める。

注) 通報内容を聴取する過程で、通報対象事実<u>又は通報対象事実以外の法令違反 の事実</u>が生じていることについて、単なる伝聞等ではなく、相当の根拠を有す るかを確認する。

### 公益通報受付確認票

#### 2 労働者であることの確認

上記1の②の事業者の労働者であるか。

- 注1) 労働者には、正社員<u>のほか</u>派遣労働者、<u>アルバイト、</u>パートタイマー<u>等も</u> 含まれるが、取締役については含まれない。
- 注2) 勤務先の住所、電話番号、通報者の役職等を聴取するとともに、必要に応じて職員証の写し等労働者であることを証明する書類の提示を求める。
- 3 不正の目的でないことの確認
- ① 自己又は他人の不当な利益を図る目的でないか。
- ② 事業者及び他の従業員等他人に対して財産上の損害や信用の失墜を加える目 的でないか。
- 4 通報内容についての確認

「いつ、どこで、誰がどのような行為を行ったか」を具体的に聴取する。

- 注) 通報時において通報事実が発生していない場合でも、聴取した結果、発生する蓋然性が高いと判断できる通報については、「まさに生じようとしている」 と判定して差し支えない。
- 5 信ずるに足りる相当の理由があるかの確認

通報対象事実を裏付ける具体的証拠(部内資料等)を有している場合には提出を求める。

注) 通報内容を聴取する過程で、通報対象事実が生じていることについて、単な る伝聞等ではなく、相当の根拠を有するかを確認する。

○公益通報関係事務取扱要領(外部の労働者からの通報編)の制定について(事務運営指針)

改正後	改 正 前		
(別紙1-2) 公益通報 <u>等</u> 受付整理票(その2) <外部通報者用>	(別紙: 公益通報受付整理票(その2) <外部通報者用>		
主管課名 課(室) 係担当者: 整理番号	主 管 課 名 課 (室) 係 担当者: 整 理 番 号		
結果の通知日	結果の通知日		
受理結果 平成 年 月 日 調査結果 平成 年 月 日 措置結果 平成 年 月 日	受理結果 平成年月日 調査結果 平成年月日 措置結果 平成年月日		
総務課回付日 平成年月日	総務課回付日 平成年月日		
(理由を記入)	(理由を記入)		
通報の口受理	通報の口受理		
受 理 □ 不受理	受 理 □ 不受理		
	(304453)		
(理由を記入)	(理由を記入)		
月査の口有 おみ 要性 口無	調査の口有必要性口無		
* E U #	Ø ₹ ¤ □ m		
頭 査	類 査		
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<b>航</b> 果		
是 正推 雷等	是 正 排 置 等		
	T		
(理由を記入)	(理由を記入)		
調査結果(進	調査結果 (進		
脚室和来(塩	脚金相来(返 排状沢舎む) □ 有		
及び是正措 □ 無	多なのでは、 ロー名 及び是正措 ロー無		
世等の通知	置等の通知		

○公益通報関係事務取扱要領(外部の労働者からの通報編)の制定について(事務運営指針)

改 正 後	改正前		
(別紙 2 一 1) 公益通報等受理決定通知書 第 号 平成 年 月 日	(別紙2-1) 公益通報受理決定通知書 第 号 平成 年 月 日		
(公益通報者の氏名) 様	(公益通報者の氏名) 様		
(機関の長)○○○○ 回	(機関の長)〇〇〇〇 印		
公益通報 <u>等</u> として受理する旨の決定について(通知)	公益通報として受理する旨の決定について(通知)		
平成 年 月 日付通報については、公益通報者保護法(平成16年法律第122号) <u>等</u> に規定されている公益通報等として受理することとしましたので通知します。	平成 年 月 日付通報については、公益通報者保護法(平成16年法律第122号)第2条第1項に規定されている公益通報として受理することとしましたので通知します。		
【本件連絡先】 〇〇部〇〇課(室) 電話: (内線: )	【本件連絡先】 〇〇部〇〇課(室) 電話: (内線: )		

○公益通報関係事務取扱要領(外部の労働者からの通報編)の制定について(事務運営指針)

〇公益通報関係事務取扱要領(外部の労働者からの通報編)の制定について(事務連宮指針)			
改正後	改正前		
(別紙 2 - 2) 公益通報等不受理決定通知書 第一号 平成年月日	(別紙2-2) 公益通報不受理決定通知書 第 号 平成 年 月 日		
(公益通報者の氏名) 様	(公益通報者の氏名) 様		
(機関の長)〇〇〇〇 印	(機関の長)〇〇〇〇 回		
公益通報 <u>等</u> として受理しない旨の決定について(通知)	公益通報として受理しない旨の決定について(通知)		
平成 年 月 日付通報については、公益通報者保護法(平成16年法律第122号)等で規定されている公益通報等の要件を満たしていないことから、公益通報等として受理しないこととしましたので通知します。  【情報提供として受け付けた場合の追記】 なお、頂いた通報については、今後の執務の参考とさせて頂きます。	平成 年 月 日付通報については、公益通報者保護法(平成16年法律第122号)第2条第1項で規定されている公益通報の要件を満たしていないことから、公益通報として受理しないこととしましたので通知します。  【情報提供として受け付けた場合の追記】 なお、頂いた通報については、当庁の業務に資するものであることから、今後の執務の参考とさせて頂きます。		
【本件連絡先】 ○○部○○課(室) 電話: (内線: )	【本件連絡先】 ○○部○○課(室) 電話: (内線: )		

○公益通報関係事務取扱要領(外部の労働者からの通報編)の制定について(事務運営指針)

